



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月3日金曜日 第2686号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の募集.....（総務管理課）... 681
 自衛官候補生の採用試験.....（ ” ）... 681
 愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部改正.....（労政雇用課）... 682
 基本測量の実施の通知.....（道路維持課）... 684
 指定道路の廃止.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 684
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（中予地方局農村整備第一課、南予地方局農村整備課）... 684
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 685

公 告

農業振興地域の指定の一部改正.....（農政課）... 685

告 示

○愛媛県告示第871号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成27年7月3日

愛媛県知事 中村時広

- 男子（平成27年度3・4月採用分）
平成27年8月1日（土）から
9月8日（火）まで
- 女子（平成27年度3・4月採用分）
平成27年8月1日（土）から
9月8日（火）まで

○愛媛県告示第872号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成27年7月3日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成27年9月18日（金）	松山市味酒町一丁目10番2号	ゴールドビル味酒	県内全域
（男子） 平成27年9月19日（土）	新居浜市坂井町二丁目3番18号	新居浜テレコムプラザ	四国中央市、新居浜市及び西条市
	今治市南宝来町一丁目9番地8	今治市総合福祉センター	今治市及び越智郡
	松山市文京町4番地2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲1番地甲ノ5	大洲市肱南公民館	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町1番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
（女子） 平成27年9月27日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第873号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

平成27年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																						
<p>（交付の対象）</p> <p>第2条 補助金は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練（別表に掲げる訓練についての認定を受けたものに限る。以下同じ。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものの一部について、予算の範囲内で、当該中小企業事業主等に対して交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1～6 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 事業に要する経費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(1) 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2) 支出</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象5号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び<u>補助対象5号経費</u>とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象5号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び<u>補助対象5号経費</u>とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略			1～6 省略			7 事業に要する経費			(1) 省略			(2) 支出			イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練			省略			<u>補助対象5号経費</u>			省略			（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び <u>補助対象5号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。			□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練			省略			<u>補助対象5号経費</u>			省略			（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び <u>補助対象5号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。			8 省略			<p>（交付の対象）</p> <p>第2条 補助金は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練（別表に掲げる訓練についての認定を受けたものに限る。以下同じ。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものの一部について、予算の範囲内で、当該中小企業事業主等に対して交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>集合して行う先端技術に関する技能の修得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1～6 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 事業に要する経費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(1) 省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2) 支出</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象5号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象6号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、<u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u>とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象5号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>補助対象6号経費</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、<u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u>とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 省略</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略			1～6 省略			7 事業に要する経費			(1) 省略			(2) 支出			イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練			省略			<u>補助対象5号経費</u>			<u>補助対象6号経費</u>			省略			（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、 <u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。			□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練			省略			<u>補助対象5号経費</u>			<u>補助対象6号経費</u>			省略			（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、 <u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。			8 省略		
省略																																																																																																							
1～6 省略																																																																																																							
7 事業に要する経費																																																																																																							
(1) 省略																																																																																																							
(2) 支出																																																																																																							
イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練																																																																																																							
省略																																																																																																							
<u>補助対象5号経費</u>																																																																																																							
省略																																																																																																							
（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び <u>補助対象5号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。																																																																																																							
□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練																																																																																																							
省略																																																																																																							
<u>補助対象5号経費</u>																																																																																																							
省略																																																																																																							
（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び <u>補助対象5号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。																																																																																																							
8 省略																																																																																																							
省略																																																																																																							
1～6 省略																																																																																																							
7 事業に要する経費																																																																																																							
(1) 省略																																																																																																							
(2) 支出																																																																																																							
イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練																																																																																																							
省略																																																																																																							
<u>補助対象5号経費</u>																																																																																																							
<u>補助対象6号経費</u>																																																																																																							
省略																																																																																																							
（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、 <u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年11月愛媛県告示第956号）第2条各号に規定する区分を指すものであること。																																																																																																							
□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練																																																																																																							
省略																																																																																																							
<u>補助対象5号経費</u>																																																																																																							
<u>補助対象6号経費</u>																																																																																																							
省略																																																																																																							
（記入注意） 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、 <u>補助対象5号経費及び補助対象6号経費</u> とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。																																																																																																							
8 省略																																																																																																							

様式第2号(第7条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)

補助事業実施状況報告書

省略		
1・2 省略		
3 経費の支出状況		
(1) 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練		
省略		
補助対象5号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び補助対象5号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程(昭和33年11月愛媛県告示第956号)第2条各号に規定する区分を指すものであること。		
(2) 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練		
省略		
補助対象5号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び補助対象5号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。		

注 省略

様式第3号(第8条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)

補助事業実績報告書

省略		
1～4 省略		
5 補助事業経費の決算		
(1) 省略		
(2) 支出		
イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練		
省略		
補助対象5号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び補助対象5号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金		

様式第2号(第7条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)

補助事業実施状況報告書

省略		
1・2 省略		
3 経費の支出状況		
(1) 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練		
省略		
補助対象5号経費		
補助対象6号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、補助対象5号経費及び補助対象6号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程(昭和33年11月愛媛県告示第956号)第2条各号に規定する区分を指すものであること。		
(2) 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練		
省略		
補助対象5号経費		
補助対象6号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、補助対象5号経費及び補助対象6号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。		

注 省略

様式第3号(第8条関係) 認定訓練助成事業費補助金(運営費)

補助事業実績報告書

省略		
1～4 省略		
5 補助事業経費の決算		
(1) 省略		
(2) 支出		
イ 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練		
省略		
補助対象5号経費		
補助対象6号経費		
省略		
(記入注意) 1 省略		
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、補助対象5号経費及び補助対象6号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金		

(運営費)交付規程(昭和33年11月愛媛県告示第956号)第2条各号に規定する区分を指すものであること。

□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練

省略		
補助対象5号経費		
省略		

(記入注意) 1 省略
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費及び補助対象5号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。

注 省略

(運営費)交付規程(昭和33年11月愛媛県告示第956号)第2条各号に規定する区分を指すものであること。

□ 短期課程の普通職業訓練及び研修課程の指導員訓練

省略		
補助対象5号経費		
補助対象6号経費		
省略		

(記入注意) 1 省略
2 補助対象1号経費、補助対象2号経費、補助対象3号経費、補助対象4号経費、補助対象5号経費及び補助対象6号経費とあるのは、愛媛県認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付規程第2条各号に規定する区分を指すものであること。

注 省略

○愛媛県告示第874号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成27年7月3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量及び成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 平成27年8月10日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第875号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による次の指定道路の指定を廃止した。
平成27年7月3日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢 治

- 1 廃止した指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 廃止年月日 平成27年6月25日
- 3 廃止した指定道路の位置 四国中央市中曾根町字井垣330番1
- 4 廃止した指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 26.00メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
- 5 指定年月日又は変更年月日 昭和51年3月5日

○愛媛県告示第876号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市北条辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。
平成27年7月3日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 口 清 隆	松山市北条辻101番地2
"	松 岡 仁志紀	松山市北条辻372番地
"	重 松 富 行	松山市北条辻399番地
"	高 橋 章	松山市北条辻185番地1
"	井 上 修	松山市北条辻827番地3
"	西 原 弘	松山市北条辻1126番地2
"	西 原 強	松山市北条辻1173番地9
"	篠 原 武 司	松山市北条辻77番地1
"	室 岡 章	松山市北条辻425番地
"	渡 部 久 男	松山市北条辻417番地2
"	和 田 寿 久	松山市北条辻1401番地2
監 事	松 岡 長 茂	松山市北条辻201番地
"	松 岡 俊 樹	松山市北条辻1231番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 口 清 隆	松山市北条辻101番地2
"	松 岡 仁志紀	松山市北条辻372番地
"	重 松 富 行	松山市北条辻399番地
"	高 橋 章	松山市北条辻185番地1
"	井 上 修	松山市北条辻827番地3
"	西 原 弘	松山市北条辻1126番地2
"	西 原 強	松山市北条辻1173番地9
"	篠 原 武 司	松山市北条辻77番地1
"	安 居 昭 和	松山市北条辻593番地1
"	和 田 富二雄	松山市北条辻264番地6
"	室 岡 章	松山市北条辻425番地
監 事	松 岡 長 茂	松山市北条辻201番地
"	松 岡 俊 樹	松山市北条辻1231番地

○愛媛県告示第877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 7月 3日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 久 幸	宇和島市津島町北灘甲1121番地
"	船 田 忠 夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	宮 本 清 幸	宇和島市津島町北灘甲391番地
"	濱 田 金 治	宇和島市津島町北灘乙512番地 2
"	山 村 喜 治	宇和島市津島町北灘乙1661番地 8
"	玉 木 邦 英	宇和島市津島町浦知361番地 1
"	土 居 秋 義	宇和島市津島町下畑地丁36番地 3
"	山 本 岩 太 郎	宇和島市津島町新家甲911番地
"	清 家 儀 三 郎	宇和島市津島町新家甲162番地
"	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地 1
"	三 曳 重 郎	宇和島市津島町増穂丙1709番地23
"	岩 藤 賢 治	宇和島市津島町高田甲388番地 1
監 事	田 中 富 秀	宇和島市津島町北灘丙116番地 1

"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905番地
"	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 富 明	宇和島市津島町北灘甲2140番地 1
"	船 田 忠 夫	宇和島市津島町北灘甲1773番地
"	宮 本 清 幸	宇和島市津島町北灘甲391番地
"	濱 田 金 治	宇和島市津島町北灘乙512番地 2
"	魚 崎 泰 郎	宇和島市津島町北灘乙1912番地
"	玉 木 邦 英	宇和島市津島町浦知361番地 1
"	土 居 秋 義	宇和島市津島町下畑地丁36番地 3
"	山 本 岩 太 郎	宇和島市津島町新家甲911番地
"	清 家 儀 三 郎	宇和島市津島町新家甲162番地
"	泉 雄 二	宇和島市津島町高田丙157番地 1
"	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11
"	三 曳 重 郎	宇和島市津島町増穂丙1709番地23
監 事	武 内 忠 一	宇和島市津島町北灘丙58番地
"	坂 本 順 作	宇和島市津島町岩松1905番地
"	藤 堂 武 継	宇和島市津島町岩渕甲838番地

○愛媛県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成27年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂2220番 2 から 同市同町山鳥坂2019番 3 地先まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂2426番から 同市同町山鳥坂1823番まで	旧	メートル 3 3 ~ 15 6 及 び 8 . 1 ~ 143 2	キロメートル 0 . 871 及 び 0 . 892	
		大洲市肱川町山鳥坂2220番 2 から 同市同町山鳥坂2019番 3 地先まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂2426番から 同市同町山鳥坂1823番まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂2220番 2 から 同市同町山鳥坂1823番まで	新	3 3 ~ 15 6 及 び 8 . 1 ~ 143 2 及 び 8 . 1 ~ 42 9	0 . 871 及 び 0 . 892 及 び 0 . 927	

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（四国中央市）（平成16年 8月27日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月 3日

愛媛県知事 中 村 時 広

2 を次のように改める。

2 区域

四国中央市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域及び地区計画の区域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局に備え置いて縦覧に供する。